

台東区との契約 で働く皆さまへ

この業務には、台東区公契約条例
による**1時間あたりの最低賃金**
(労働報酬下限額)が定められています。



令和8年度4月以降の労働報酬下限額

1時間
あたり

1,501円

【対象】 次の委託業務（予定価格1千万以上）または指定管理協定に係る業務

- 建物清掃業務
- 学校等の用務業務
- 建物総合管理業務
- 施設の受付業務
- 給食調理業務
- 警備業務（機械警備業務を除く）

台東区公契約条例

労働者等の適正な労働環境を確保することにより、公契約の適正な履行と品質を確保し、区民福祉の向上と地域経済の活性化を目的とする条例です。

賃金が下限額よりも低い場合

下記申し出先に申し出をすることができます。

- 雇用主・元請業者・指定管理者
- 台東区経理課契約係

※申し出により、不利益な取り扱いを受けることはありません。



台東区公契約条例や労働報酬
下限額について詳しくは、
ホームページをご確認ください。

台東区 公契約条例 検索

台東区総務部経理課契約係

TEL:03-5246-1084

FAX:03-5246-1089

